

対日輸出に関する調査報告書（仮訳）

2006年12月6日

要約

目的

2006年11月、米国農務省(USDA)食品安全検査局(FSIS)のプログラム評価執行検証部(OPEER)は、スイフト社の施設番号969の食肉処理施設からの牛胸腺一箱の不適切な日本向け出荷に関し調査を行った。当該出荷は、USDA 農業販売促進局(AMS)の対日輸出証明(EV)プログラムに適合しないものであった。

調査結果

1. FSIS の調査により、当該工場が、スイフト社の認定された製品リストに反して、牛胸腺の入った20ポンドの箱一箱を日本向けに不適切に出荷したことがわかった。USDA はスイフト社より、混入は内臓製品の仕分けを行う内臓部門で発生した旨の信頼できる説明を受けた。将来、同様の事例が再発しないようにスイフト社は4つの改善措置を提示しており、それらについて USDA は適切であると判断した。
2. 当該工場の輸出用製品のスキャニング手順が、輸出適格品と輸出不適格品の紛れ込みを防ぐため、さらに強化される必要があることが分かった。
3. 当該工場担当の FSIS の検査プログラム担当官(IPP)は EV 研修を受けており、EV プログラム要件について十分理解していたうえ、関連する指令及び通知に則って輸出証明手順を実行している。
4. 特定危険部位の除去は、当該工場の文書化された手順及び FSIS 規則に則っていた。FSIS は、当該工場が、日本向け牛肉の EV プログラムにある特定製品要件に定められているとおり、輸出適格な最終製品から月齢が確認された原料まで十分さかのぼることが出来るものと確認できた。

結論

スイフト社は4つの改善措置を提示しており、それらについて USDA は適切であると判断した。これらの改善措置には、日本向けの出荷が認められていない製品コードを認識した際にシステムの停止を行う在庫管理スキャニングシステムの再プログラミング(FSISにより調査され、確認されたもの)、荷を集める場合は日本向け製品専用の包装ラインに日本向け製品のみを流すこと、出荷部門において、日本向け製品の確認スキャン、手作業でのチェック及びラベルの目視確認を行うこと、が含まれている。FSIS は、当該施設の日本向け製品のための輸出再検査手続きの一環として、これらの改善措置の検証をランダムに行うこととする。FSIS 検査官は、FSIS 指令に従い、これらの改善措置が遵守されていないと判断した場合は輸出証明書に署名しない。

FSIS 及び AMS の査察により、当該工場の枝肉及び日本向けに輸出適格な最終製品の識別要件及び手順は十分なものであり、計画されたとおり実行されていることを確認した。

一箱の20ポンド入り牛胸腺の不適切な出荷を除き、FSIS 及び当該工場は、輸出に関する FSIS 指令及び通知を十分遵守していた。また、当該工場は AMS の EV プログラム要件に従っていた。

目的

この文書の目的は、米国農務省農業販売促進局（AMS）の定めた日本向け輸出証明（EV）プログラムに適合していなかったSwift Beef Company（スイフト社）施設番号969の牛胸腺の入った1箱の積荷に関する事実と改善措置について米国農務省（USDA）食品安全検査局（FSIS）プログラム評価執行審査部（OPEER）遵守調査課及び内部調査員により実施された調査の結果を提示することである。調査は、2006年10月16日のスイフト社による日本向けの不適格な胸腺の出荷に関する事案について、徹底的な審理を行うために実施された。

背景

米国産食肉及び食鳥製品の他国向け輸出は、独立しているが相互に依存した3つの組織の活動によって構築されている。すなわち、米国食肉・食鳥業界、FSIS及びAMSである。

米国食肉・食鳥業界は健康な動物のと畜と、健全で、適切に表示され、適正な食品の提供に関する責任を負っている。米国食品安全基準への適合に加え、業界は輸入国によって課される全ての条件を満たさなければならない。米国からの製品の輸出が米国農務省により認可されることが可能となる以前に、米国食品安全条件及び輸入国の貿易条件の双方に適合しなければならない。

FSISは食肉及び食鳥製品の検査と他国への製品の輸出証明についての責務を負っている。2006年3月1日に公表されたFSIS指令9000.1改訂1「輸出証明」は、これらの責務について詳細な記述を提供している。FSISの規制に関する主要な役割は、食肉及び食鳥製品が適正で、国内及び国際取引における販売に関する全ての米国食品安全基準に適合しているという重要な決定を行うことである。この規制に関する活動は、FSISがUSDAの検査印を貼付する時点で完了する。しかし、FSISの職員が製品の輸出証明書に署名するためには、検査完了後に追加的検証が必要である。

AMSは、輸出認定された施設が輸入国の条件に適合できることを保証するためのEVプログラムの基準を設定する責任を負っている。これらのプログラムはAMSによって有料で認定・監視され、手数料は参加する施設が支払う。

USDA検査印とAMSのEVプログラムの組み合わせにより、輸出向けの米国産食肉及び食鳥製品が、全ての米国食品安全基準および輸入国の貿易条件に適合しているものとして認証されるに足るとの保証が得られる。

AMS輸出証明（EV）プログラム

AMS監査審査遵守（ARC）室は、USDAのEVプログラム下で食肉・食肉製品の適格な供給者として企業を審査・認定する責任を負っている。当該EVプログラムは、個別の国の特定製品要件を概説する。

EVプログラムにより製品を海外に輸出する施設は、まずEV認定の申請を行わなければならない。この申請は、認定されるべき製品及び製品要件に適合するために必要な製造手順を特定する。

EV認定の適格者となるため、施設はUSDAに認定された品質システム評価（QSA）プログラムを実施しなければならない。QSAプログラムは、施設に特定の製品要件に適合する手法及び一貫した品質の製品を提供する能力を顧客に対し保証する機会を提供する。

QSAプログラム認定を得るための条件の一つとして、EV 認定に申請する施設は文書化された品質管理システム（QMS）を提出しなければならない。当該QMSは品質マニュアル、文書化された特定製品要件、文書化されたQMS手続き、全QMS文書の管理手続き、関連する施設の記録の管理手続きを含まなければならない。

更に、QSAプログラム認定を取得する前に、施設は製品の品質に影響を与える作業を行う従業員は適切な教育、研修、技術及び/又は経験に基づいて有能であることを示さなければならない。全ての研修は文書化され、記録が保存されなければならない。

AMSのARC室の職員はEV 認定された供給者に対する定期的な査察を実施する。これらの施設に事前に通告される査察は1会計年度（10月1日から9月30日）当たり最低2回実施される。しかし、以下のいずれかの理由がある場合には、それ以上の頻度で事前通告のある査察が行われることがある：(1) 査察中に多くの重要度が高い又は低い不適合が見つかった場合、(2) 顧客の苦情が継続的な問題の存在を示すものである場合、(3) 顧客、貿易相手国又はその他の財政上の関係者により表明される特定の要求を満たすため、(4) ARC室長により指示された場合。

適格な供給者は、USDA EVプログラムに関するAMSのウェブサイトに掲載される。ある国に関する公式リストに掲載された適格供給者のみが当該国のEVプログラム条件に適合すると認められる製品を供給することができる。適格品は認定されたEVプログラムの下で生産され、施設によって同プログラムの条件に合致していると特定されなければならない。輸出条件に関するFSISライブラリに掲載されている適格品のみが、FSISの輸出証明書の対象となり得る。

日本向け輸出証明プログラム

日本向け輸出証明プログラムは、生鮮/冷凍の牛肉及び牛内臓並びに子牛肉及び子牛内臓は20か月齢以下の牛から生産されたものであることを要求している。

施設は、プログラムの条件、特定製品要件の遵守の証拠及びQMSの効果的な実施の証拠を提供するための記録を作成・維持しなければならない。輸送文書（積荷証券等）は「日本向けEVプログラム条件に適合した製品」という記述がなければならず、製品と製品数量が明確に特定されなければならない。適格施設により製造され日本への輸出証明プログラムの条件に適合していると確認された適格品は、「日本向けEVプログラム条件に適合した製品」と記述されたFSISの輸出証明書を受ける。

調査結果

確定及び初期対応

2006年10月30日、記録上の輸入者は、スイフトビーフ社社員にFSIS輸出証明書MPG-3906 35によりカバーされる日本向け貨物の中の非適格品である牛胸腺1箱について報告した。

これに対し、スイフト社は、本件に関係した輸入者に対し2006年10月30日及び31日付けの本件に関する2通の書簡を発出した。当該書簡では、スイフト社は問題の原因の仮説をたて、この間違いが将来の積載において起きることを防止する改善措置を提案した。当該書簡において、製品の各箱及びパレット上の製品に対する電子的スキャンの手順における

問題が原因の根源であると特定した。また、経験の浅い従業員が間違った箱（胸腺）を日本向け牛タンのパレット上に載せてしまったという可能性も認めた。将来の誤った出荷を防止するため、スイフト社は自社の内臓製品の出荷手順を変更する予定である。パレット上の各箱が適切な製品コードを持つことを確認するため、各箱を電子的に手持ちのスキヤナーで調べることをしている。

2006年11月1日に、農林水産省(MAFF)と在東京アメリカ大使館が面談した。農林水産省は米国政府職員に、日本に到着した非適格品について伝え、USDAが本件の調査を実施し、報告書を提出することを求めた。

2006年11月1日、FSISの プログラム評価執行審査部 (OPEER) のWilliam C. Smith局長補は、スイフト社が2006年10月16日に日本向けに非適格品(20ポンドの「胸腺」)を輸出するとの結果に至った状況について調査を開始した。

2006年11月6日、在東京アメリカ大使館は日本国政府に暫定的な所見を伝達した。

2006年11月8日、日本政府はプレスリリースを行った。プレスリリースは「10月30日、大阪港に到着した貨物の中に 1 箱の胸腺が含まれていたと動物検疫所に輸入者が報告した。胸腺は特定危険部位ではないが、米国農務省により発行された輸出証明書に記載されていなかった。」としている。当該プレスリリースは「問題の施設からの貨物に対する輸入手続きは、前述の貨物を含め保留される。現時点で、USDAは当該製品は日本向け貨物と誤って出荷され、USDAは出荷時の貨物の確認を強化すると説明している。」とも述べている。

調査結果

スイフト社施設番号969は、コロラド州グリーリーにある、大規模なと畜及び加工施設である。

スイフト社は、日本向けに牛肉製品を輸出するためのEVプログラムの実施及び継続を申請し、AMSより認可されている。スイフト社は、輸出のために日本向けEVプログラムの下でと畜し様々な牛肉及び内臓製品（胸腺は除く）を部分肉加工することを認可されている。スイフト社は、2006年7月27日以降、EVプログラムに基づく食肉製品を31件（約571,802ポンド）輸出していた。

具体的には、2006年10月14日に、スイフト社は、完成された2ページのFSISの様式9060-6（輸出証明書の申請書）を、当該施設の消費者安全検査官（CSI）であるDavid E. Gutierrezに提出することにより、自社の施設の数種類の牛肉及び牛タンを輸出するための輸出証明書を請求した。2006年10月14日付の当該申請書には、牛胸腺は記載していない。申請書のリストに含まれていた牛肉製品は、以下の表の通りである：

【略】

申請書には、全ての製品について、「OSAKA/316723」という出荷印及び「969」という施設番号も記載していた。また、申請書には、「この製品は、日本の輸出証明（EV）プログラムの条件に適合している」という記述もあった。FSISの様式9060-6（輸出証明書の申請書）に署名しているスイフト社の代表者は、出荷部のリスターであるRobert Donlonであった。CSIのGutierrezは、2006年10月14日に申請書に署名した。

スイフト社は、輸出証明書番号MPG-390635の、日本向け輸出用のE V牛肉を、2006年10月3日～6日、9日～13日に製造した。数種類の牛肉及び内臓（牛タン）からなる当該貨物に含まれていた牛の胸腺は、2006年10月10日に製造された。スイフト社は、USDAのEVプログラムの下で生産され、施設ごとの日本向け認可製品リストに掲載されている製品を出荷することのみを認可されている。“牛の胸腺”は、施設番号969からの輸出が可能な製品としてリストには掲載されていなかった。

「Sweetbreads Thymus Gland」という製品は、FSISの様式9060-5（食肉・食鳥輸出衛生証明書）及びFSISの様式2630-12（輸出証明書MPG-390635の続き）には、記載されていない。更に、スイフト社の食品安全管理者であるArt Rogersから提供されたオーダー番号316723の積荷目録には、「Sweetbreads Thymus Gland」は当該貨物に含まれる製品としては記載されていない。

AMSは、まだ署名されていない輸出証明書を審査し、2006年10月16日に、当該輸出に関する証明書（Statement of Verification, SOV）を発行した。FSISの輸出証明書であるMPG-390635及びその他の輸出関係書類は、2006年10月16日に、CSIのGutierrezに提出され署名された。（FSISは、SOVを受け取る前に、輸出証明書に署名することはできない。）輸出貨物は、書類に示されているように、数種類の生鮮牛肉製品より構成されていた（760箱、23,966ポンド）。

2006年11月6日、CSIのGutierrezは、宣誓陳述書で、工場側が、EV輸出用の全ての製品に押印したと述べた。CSIのGutierrezはさらに、製品が出荷準備され、押印された後に、工場は、CSIに再検査の準備ができたということを通じた、と述べた。CSIのGutierrezによると、「輸出証明書の申請書を受け取り次第、2006年3月1日付のFSIS指令9000.1改訂1及び2006年3月31日付けのFSIS通知19-06中の指示に従った。私は、スイフト&カンパニー社施設番号969が、輸入国向けの輸出を許可されているとしてAMSのEVリストに掲載されているということを確認した。製品が、施設に対し該当する種類の製品の日本向け輸出が許可された日以降にと殺された牛由来であることも確認した。私は、FSISのイントラネットウェブサイトを通じて、輸出申請書に記載されている製品が、EVプログラムの下で日本向け輸出が可能であることを確認した。施設及び輸出申請書に掲載されている製品が認可されたものであるということを確認した後、輸出申請書に申請者の署名があることを確認し、違反がないと判断した。私は輸出印及び輸出証明書MPG-390635を交付し、輸出証明書申請書の原本に署名して施設969に返却した。工場は、製品に押印し、貨物が再検査できる状態にあることを私に報告した。輸出のための貨物の再検査を行う際、再検査のために提示された製品と見比べるために、私はいつも製品コードを紙にメモしている。私は、何らかの違反がないかどうか、製品の約70%を再検査したが、違反は見られなかった。」としている。

FSIS指令9000.1改訂1は、検査プログラム担当者に対し、特に製品が粗悪品または不衛生でないかに注意して、輸出適格であるかどうか官能試験を実施するよう指示している。もし、検査プログラム担当者が、製品の取り扱いや保管を不適切に行った兆候がないとすれば、再検査は必要なく、FSISの様式9060-6の輸出証明書申請書への署名を行い、FSISの様式9060-5の輸出証明書を発行することが出来る。検査プログラム担当者は、出荷カートンの官能検査中に取り扱いや保管が不適切であるとの兆候を発見した場合には、箱またはコンテナの5%を上限に無作為に抽出し、内容の健全性と安全性について検査を行う。

CSIのGutierrezは、2006年10月16日に、輸出書類(FSISの様式9060-5(食肉・食鳥輸出衛生証明書) シリアル番号MPG-390635、FSISの様式2630-12(輸出証明書の続き) MPG-390635、FSISの様式9290-1(日本向け輸出証明書)、FSISの様式2630-9(日本向け牛肉及び内臓輸出のレターヘッド証明書))に署名した。FSISの様式9060-5(食肉・食鳥輸出衛生証明書) シリアル番号MPG-390635中の日付に関する唯一の箇所は、発行日と書かれているが、そこには、2006年10月14日と記されていた。その書類には、署名日の記入箇所はない。

面談メモによると、スイフト本社の食品安全、技術及び認証部長のSherri L. Jenkinsが、AMSからのSOVを2006年10月16日に受理したと語っている。Jenkinsは、スイフト社事務所は、輸出製品が検査されたその日に輸出証明書を完成し日付を入れ、USDA検査官が輸出証明申請書に署名したのは、2006年10月14日であったと述べた。彼女は、また、2006年10月14日は土曜日であったため、輸出証明書を認証しSOVを発行するAMSの事務所が休みであったと述べた。SOVの承認は2006年10月14日には不可能であった。したがって、輸出証明書は承認日である2006年10月16日にAMSに送付された。USDA検査官は2006年10月16日に輸出証明書に署名したというのが、彼女の理解である。

スイフト社の出荷部門の担当者はEV輸出用の製品に混入した牛胸腺の箱に気付いていなかった。スイフト社出荷責任者のPhillip G. Mendozaは、2006年11月3日付面談メモの中で、輸出製品を含む冷蔵及び冷凍製品の出荷を監督するのが彼の責任であると述べている。Mendozaは、それまでずっと用いられていた手順によると、出荷品が準備され、FSIS検査官が輸出証明申請書を承認すると、FSISの検査官は施設に対し輸出証明書と輸出印を交付すると述べた。この時点で、企業の従業員が輸出証明印を含む出荷印の印字を行う。この手順の間、検査担当官はサンプリングを観察し、出荷品の検査を行う。Mendozaによると、以前は、会社はこの手順の間、全ての箱をスキャンするのではなく、パレットの識別番号を手作業でスキャンするのみであった。出荷部門は、間違った製品がパレットに置かれていないことを確認するために全ての箱をスキャンし、人手によりラベルを確認すべきであったが、実施していなかった。Mendozaは、輸出の問題を知らされた後、出荷区域のスキャナーをチェックし、正常に作動していることを確認したと述べた。また、彼は、続いて内臓部門のスキャナーをチェックしたところ、それらが正常に作動していないことがわかったと述べた。

スイフト社が出荷を行った、2006年10月16日の後、AMSは、月齢が確認できる牛から生産された内臓製品および副生物(variety meats)が、追跡可能で、分別され、正しく識別され、と畜時に20か月齢以下の牛由来であったことを確認するために実施した、目的を限定したスイフトの査察の結果を出した。これは、USDA家畜・種子プログラム、ARC室品質システム査察報告「110306最終版」として掲載されている。その「勧告」には、「査察結果に基づき、査察官は、スイフト社(コロラド州グリーリー)が、対日輸出向けの月齢判明牛由来の内臓製品および副生物について認可されることを推奨する。」としている。

品質保証(QA)責任者のScott J. Leachは、11月3日付面談メモの中で、施設は、スキャナーの故障が日本向け牛タンのパレットに胸腺の箱を混入させた原因であると決定したのではないかと述べた。また、工場長のBillie R. Danleyは11月3日付の面談メモの中で、内臓部門のスキャナーが正しく作動していなかったのではないかと述べた。また、2006年10月31日付のスイフト社からの輸入業者あてEmailにおいて、病気であったと言及されている人物について問われて答える形で、Danleyはこの説明は単なる仮説であり、当時病欠

または休暇中であった責任者はいなかったと述べた。

Jenkins及びRogersは、2006年11月3日付共同面談メモの中で、工場は、現状のスキナーのプログラムを検証しているところであると述べた。また、内臓用の色つきコードのラベリング（E Vプログラム）も検討されている選択肢の1つであると述べた。

Jenkinsは2006年11月10日の署名入り文書において、「スイフト社のほかの社員が準備した書類を自分が検証したところ、問題の胸腺の箱を含む出荷は、積荷証書（トラック）01 E14028A-0、カリフォルニア州オークランド経由で日本の大阪港に荷揚げされるコンテナ #HJCU6931019、封印 #252168の積荷証書（海上輸送）OAKA03359306によりカバーされている。このコンテナは施設969において積載され、カリフォルニア州オークランド経由で日本に向かう前に封印された。」と述べた。

内臓スキャン担当のGlenda L. Perezは、11月13日付面談メモにおいて、問題の胸腺が日本向けに出荷されたその当日何が起こったのか定かではないと述べた。彼女は、スキナーには何か問題があるとは気づかなかった。また、管理部門の従業員が、スキナーの正確性について点検し、スキナーが再プログラミングされたことを承知していると述べた。

スイフトビーフ社から報告された改善措置

スイフト社は4つの改善措置を提示しており、それらについて USDA は適切であると判断した。これらの改善措置には、日本向けの出荷が認められていない製品コードを認識した際にシステムの停止を行う在庫管理スキャニングシステムの再プログラミング（F S I Sにより調査され、確認されたもの）、荷を集める場合は日本向け製品専用の包装ラインに日本向け製品のみを流すこと、出荷部門において、日本向け製品の確認スキャン、手作業でのチェック及びラベルの目視確認を行うこと、が含まれている。FSIS は、当該施設の日本向け製品のための輸出再検査手続きの一環として、これらの改善措置の検証をランダムに行うこととする。FSIS 検査官は、FSIS 指令に従い、これらの改善措置が遵守されていないと判断される場合は輸出証明書に署名しない。スイフト社の4つの改善措置は以下に述べるとおりである。

F S I Sの消費者安全職員（CSO）のBobby Maxwellはスキナーを用いた胸腺の包装工程を観察した。彼の観察/報告はスイフトにより講じられたスキャンの工程における改善措置を明らかにしている。

11月10日、CSOのBobby Maxwellは、スイフト&カンパニー社施設番号969の食品安全責任者であるArt Rogersから内臓部門におけるスキャンを行う工程のデモンストレーションによる説明を受けた。CSOのMaxwellは、内臓部門において1箱の胸腺が計量計に向かうコンベアを降りてくるのを観察した。その箱には胸腺が入っており箱の蓋は開けられていたので、計量を行う従業員は製品が何であるかを判断し、スキナーに適切なコードを入力することができた。当該コンベア上には胸腺以外の内臓製品もあった。その箱が計量計に達した際、従業員は胸腺の適切なコード（82352）を入力し、その後箱を計量計に乗せた。当該製品は計量され、従業員は計量計からラベルを印字し箱の側面に貼り付けた。その後従業員は箱の蓋を閉じ、完全に箱詰めされラベルの付された胸腺を最初のコンベアと垂直に位置する他のコンベアに送った。

この2番目のコンベアは、このコンベアにも異なる製品が乗っており、パレットに積載する区域に向っていた。1つのパレットに積載する工程で、胸腺の箱はパレットの上に置かれた。パレットへの積載が終了すると、パレット積載区域の従業員はパレットの上段にある箱の一つにパレット用のバーコードステッカーを貼った。この従業員はそのバーコードをスキャンし、スキャナーをプログラミングした。当該スキャナーはシンボルの68XXシリーズモデルの手持ち携帯スキャナーであった。スキャナーがプログラミングされると、従業員はパレット上の胸腺の箱をスキャンした。Art Rogersによると、胸腺の最初の箱がスキャンされると、スキャンされた最初の箱と同じコードを持つ当該パレット上の他の箱をスキャナーが認識するようにセットされ、胸腺のコード以外のコードを有する箱がスキャンされると、これらは拒絶されることがあった。

CSOのMaxwellはデモンストレーションを求め、Art Rogersは1箱のタンを胸腺のパレットに載せ、従業員に当該箱をスキャンするよう指示した。当該箱がスキャンされた際、スキャナーはロックされ、スキャナーの画面上に「パレット上に混載された製品があり、次に進んではならない」とのメッセージを表示した。この時点で従業員はスキャナーを再プログラミングし、パレットのバーコードから始めるところからパレットの全箱のスキャンをやり直すことを余儀なくされた。

Mendozaは2006年11月3日付の面談メモにおいて、会社は以下の改善措置を講ずることを言明した。

- ・内臓部門および出荷部門双方でパレット上の全ての箱は、日本への出荷に先立ち確認のためにスキャンされる。
- ・内臓部門の監督者は製品の数を手作業で数え、日本向け製品のラベルを目視で確認する。
- ・出荷部門の積荷目録記録は、適切なシリアル番号を確認し照合される。
- ・箱の100%についてラベルおよび箱の数が適正であることを証明するもの（今後決定）の承認を行う。

施設の工場長であるBillie R. Danleyは2006年11月3日付けの面談メモにおいて、彼らが今般講じている安全措置は、荷を集める場合に、包装ライン上には、日本向けに製造された製品のみ流すことであると述べた。彼らはまた、全ての箱を個々に手でスキャンし、出荷に先立ち実際に人が製品の箱数を数える。

スイフト社の輸出、方針および手順に関するQSAプログラムの直近の2006年10月31日付け改訂版23ページによれば；「月齢証明牛がと畜される日は、内臓部門はシフトの開始時において、指定された内臓を保管することができる。月齢証明ロット内の牛の頭数は、と畜のQAと製造部門に無線と作業カードの双方を通じて連絡される。非月齢証明牛ロットの開始は同様に連絡される。と畜のQAは月齢証明牛の最後の一頭の後を、と畜フロアの内臓取出テーブルまでついていく。その時点で、と畜QAは内臓部門QAに無線で最後の月齢証明牛が内臓テーブルに到着したことを連絡する。この時点で、日本向け輸出用に指定された内臓製品の製造中止が行われる。この時点で分別または識別されていない全ての残りの内臓製品は一般製品に「格下げ」される。（月齢証明内臓分別手順）」